

○やまと広域環境衛生事務組合ごみ処理施設条例施行規則

(平成29年4月18日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、やまと広域環境衛生事務組合ごみ物処理施設条例(平成29年やまと広域環境衛生事務組合条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 やまと広域環境衛生事務組合ごみ処理施設(以下「クリーンパーク」という。)の管理責任者として施設長を置く。

(休業日)

第3条 クリーンパークの休業日は、次のとおりとする。ただし、施設長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

(搬入時間)

第4条 クリーンパークへごみを搬入できる時間は、平日においては午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)、土曜日においては午前8時30分から午前11時までとする。ただし、施設長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(搬入者の遵守事項)

第5条 クリーンパークにごみを搬入する者(以下「搬入者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ごみの搬入を安全に行うこと。

(2) クリーンパークの運営管理上支障を及ぼす行為をしないこと。

(3) 職員の指示に従うこと。

2 施設長は、搬入者が前項に規定する事項に違反し、又はそのおそれがあると認めるときは、クリーンパークへの立入を禁止し、又はごみの搬入を拒否することができる。

(搬入物の基準)

第6条 クリーンパークに搬入できるごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 資源ごみ

(2) 爆発性、毒性、感染性その他の有害性のあるもの

(3) その他クリーンパークにおいて処理不能なもの

(搬入車両の登録等)

第7条 施設長は、搬入者(条例第4条第4項に掲げる者を除く。)が使用する車両

(以下「搬入車両」という。)を、クリーンパークにごみを搬入することができる車両として登録するものとする。

2 構成市町は、前項の登録に必要な搬入車両の情報を施設長に通知するものとする。

3 施設長は、前項の通知により搬入車両の登録を行ったときは、登録した車両ごとに、やまとクリーンパーク計量カード(第1号様式。以下「計量カード」という。)を交付するものとする。

4 施設長は、クリーンパークの管理上必要があるときは、搬入車両の形状等について条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(計量カード)

第8条 前条第3項の規定により計量カードの交付を受けた者は、クリーンパークにごみを搬入するときは、その都度登録カードを提示して、ごみの計量を受けなければならない。

2 計量カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 計量カードを紛失し、又はき損した者は、やまとクリーンパーク計量カード紛失等届出書(第2号様式)により、直ちに施設長に届け出なければならない。

4 計量カードの再交付を受けようとする者は、やまとクリーンパーク計量カード再交付申請書(第3号様式)を施設長に提出しなければならない。

5 施設長は、計量カードを再交付するときは、計量カード1枚につき1,000円の実費を徴収するものとする。

(車両登録の取消し等)

第9条 施設長は、第7条の規定により搬入車両の登録を受けた者が、この規則に違反し、又はこの規則の規定による指示に従わないときは、当該車両を取り消し、ごみの搬入を拒否することができる。

(計量カードの返納)

第10条 計量カードの交付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに計量カードを施設長に返納しなければならない。

(1) 登録を受けた車両を搬入に使用しなくなったとき。

(2) 条例第4条各号に該当しなくなったとき。

(3) 前条の規定により登録を取り消されたとき。

(搬入の通知)

第11条 構成市町は、条例第4条第4号に掲げる者がクリーンパークにごみを搬入しようとするときは、搬入予定日の前日までに、やまとクリーンパーク搬入車両通知書(第4号様式)により施設長に通知するものとする。ただし、搬入予定日の前日がやまと広域環境衛生事務組合の休日を定める条例第1条各号にあたるときはその日以前においてその日に最も近い休日でない日とする。」

(損害の届出)

第12条 クリーンパークの建物、付属設備、器具等を破損又は滅失した者は、直ちにその理由を付して施設長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年公布第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

表面

計量カード	
地 区	: ○○○○
搬入区分	: ○○○○
品 種	: ○○○○
業 者 名	: ○○○○○○○○
車 番	: ○○○○
やまとクリーンパーク	
	○○○

裏面

取扱い上の注意	
1、カードをリーダーの読み取り面に置いて読み取らせてください。	
2、書き込み完了を確認してからカードを取り出してください。	
3、変形の原因となりますので、高温となる場所に放置しないでください。	

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

やまとクリーンパーク施設長 様

住所  
届出者  
氏名 印

やまとクリーンパーク計量カード紛失等届出書

やまと広域環境衛生事務組合ごみ処理施設条例施行規則第8条第3項の規定に基づき、届出します。

1.紛失等対象者名

2.搬入区分 直営 ・ 許可 ・ 委託 ・ その他（ ）

3.品 種 可燃ごみ ・ 粗大ごみ ・ その他（ ）

4.車 番

5.紛失等区分 紛失 ・ き損  
（ 年 月 日頃）

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

やまとクリーンパーク施設長 様

住所  
申請者  
氏名 印

やまとクリーンパーク計量カード再交付申請書

やまと広域環境衛生事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理条例施行規則第8条第4項の規定に基づき、提出します。

1.再交付対象者名

2.搬入区分 直営 ・ 許可 ・ 委託 ・ その他（ ）

3.品 種 可燃ごみ ・ 粗大ごみ ・ その他（ ）

4.車 番

5.再交付申請理由

\*再交付実費負担として1,000円が必要となります。

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

やまとクリーンパーク施設長 様

構成市町名  
担 当 課  
担 当 者

印

やまとクリーンパーク搬入車両通知書

やまと広域環境衛生事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理条例施行規則第11条第1項の規定に基づき、通知します。

1.搬入者名

事業者コード \_\_\_\_\_  
新規登録      既登録

2.品 種

可燃ごみ      粗大ごみ      その他

積載ごみは \_\_\_\_\_

具体的に記入のこと

3.車 番

4.搬入予定時刻

5.そ の 他

\*搬入時刻の前日までに電話をしてから、この通知書をFAXで必ず送ってください。

\*前日がやまと広域環境衛生事務組合の休日を定める条例第1条各号にあたる時はその日以前においてその日に最も近い休日でない日までに送ってください。

電話 0745-66-1318

FAX 0745-43-9818